

平成29年8月22日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 井本 季伸



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、篠山市清掃センター基幹的設備改良工事について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

平成29年8月1日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、(2)「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合していることを確認した。

附帯意見

- 1 地元経済活性化の観点と篠山市の入札制度に照らし、また、工事内容、事業費などから総合的に判断をし、施工業者の選定にあたっては、可能な限り市内業者が参加できるよう配慮を願う。

平成29年8月22日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会
委員長 井本 季



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、篠山市立たきこども園（仮称）新築事業について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

平成29年8月1日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準（2）「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」に適合していることを確認した。なお、（1）「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」は、市の重点施策である定住促進の実施状況と当該事業実施により隣接する城東地区への効果、小学校統合準備委員会の報告等を総合的に加味し適合するとした。

附帯意見

- 1 篠山市立たきこども園（仮称）新築事業の実施によって、定住促進重点地区内の当該地区において、さらに子育て環境が向上する効果を生かし、一層の人口増加施策を進めていただきたい。
- 2 幼児期の教育・保育施設の適正配置の方向性を示していただきたい。
- 3 地元経済活性化の観点と篠山市の入札制度に照らし、また、工事内容、事業費などから総合的に判断をし、施工業者の選定にあたっては、可能な限り市内業者が参加できるよう配慮を願う。